

令和7年5月15日	
所 属	災害対策課
所属長	清水 計秀
電 話	06-6489-6165

災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定を締結します

1 目的

尼崎市は、大阪広域生コンクリート協同組合の組合員が保有するミキサー車等を活用し、災害時における応急給水体制を構築し、消防活動に必要な水や避難所における生活用水（飲料水を除く）を迅速かつ安定的に確保することを目的として、「災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定」を締結します。

2 協定相手方

大阪広域生コンクリート協同組合（大阪市住之江区南港北1丁目6番59号）

3 協定締結日

令和7年5月15日（木）

4 協定内容

- (1) ミキサー車等による消防用水、生活用水等の供給
- (2) 平常時における防災訓練の協力

5 協定書

別紙のとおり

以 上

災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定書

令和7年5月15日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 松本 眞

(乙) 大阪市住之江区南港北1丁目6番59号
テクノ・ラボ大阪
大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 木村 貴洋

尼崎市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市及びその周辺で、地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対し、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を支援協力要請書（様式第1号）について要請することができる。ただし、文書をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に規定する要請があったときは、特別な理由がない限り、優先的かつ速やかに要請業務を実施するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により要請業務を実施したときは、甲に対し、速やかに実施報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が行う要請業務は特段の合意がない限り無償で行われるものとする。ただし、予期しない事態が発生した場合、乙による要請業務の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、費用を定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 要請業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、その処理及び解決に当たるものとする。

(車両優先通行の確保)

第7条 甲は、災害時において乙が消防用水、飲料水以外の生活用水等を供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、第2条の規定による要請業務の支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(解除)

第10条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が次に掲げる者に該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を

有していると認められる行為

(協議)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して、定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

以 上

支援協力要請書

1 火災、災害等の状況及び業務内容

2 応援を必要とする車両、資機材等の台数及び人員数

車両数	資機材数	人員数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣場所

(3) 派遣期間

4 現場責任者及び県内市町等担当者

5 その他必要な事項

令和 年 月 日

大阪広域生コンクリート協同組合 理事長

様

尼崎市長

実施報告書

1 火災、災害等の状況及び業務内容

2 応援に要した車両、資機材等の台数及び人員数

車両数	資機材数	人員数

3 応援した日時、場所及び期間

(1) 派遣日時

(2) 派遣場所

(3) 派遣期間

4 現場責任者及び県内市町等担当者

5 その他報告事項

令和 年 月 日

尼崎市長 様

大阪広域生コンクリート協同組合 理事長